

「土場川県ぽ第 77 号委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和 7 年 6 月 30 日

青森県上北農林水産事務所長

記

1 業務名

土場川県ぽ第 77 号委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、県営土場川地区経営体育成基盤整備事業の適正かつ効率的な事業の遂行と公共工事の品質確保に資することを目的とする。

(2) 概要

現場技術業務 一式

3 応募資格等

別添応募要領による

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別添土場川県ぽ第 77 号委託応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ 6 の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒 0 3 4 - 0 0 8 2 青森県十和田市西二番町 1 0 - 2 1

青森県上北農林水産事務所

T E L 0 1 7 6 - 2 3 - 5 3 1 8

メールアドレス nobuyuki_takehana@pref.aomori.lg.jp

toma_kasai@pref.aomori.lg.jp

担当者 農道ほ場整備課 竹花、葛西

土場川県第 77 号委託応募要領

1 業務名

土場川県第 77 号委託

2 業務の目的

本業務は、県営土場川地区経営体育成基盤整備事業の適正かつ効率的な事業の遂行と公共工事の品質確保に資することを目的とする。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 23 日（月）までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（１）及び（２）の双方に該当する者とする。

（１）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

（２）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号）第 3 条第 2 項各号に掲げる業種について、同規則第 5 条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、又は令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む）。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 28 日付け青監第 633 号）等に基づく知事の指名停止の措置を参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、1 級土木施工管理技士又はこれと同等の能力と経験を有していると判断される者（大学卒 13 年（短大卒 18 年、高卒 23 年）以上の実務経験を有する者をいう。）であること。

配置予定現場技術員（Ｂ）は、２級土木施工管理技士の資格取得後４年以上の実務経験を有する者又は大学卒業後５年、短大・高専卒業後８年、高校卒業後１１年以上の実務経験を有する者であること。

配置予定現場技術員（Ｃ）は、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の知識及び技術、技能を有すると認められる者であること。

カ 配置予定技術者は、応募する者と直接的な雇用関係にあること。

6 参加表明書に関する事項

（１）本業務の受託を希望する者は、様式第１号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写しを添えて１２の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること（提出期間内に必着のこと）。

（２）提出期間

令和７年７月１日（火）から令和７年７月１０日（木）まで

国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く毎日午前９時から午後５時まで

7 企画提案書の作成、提出等

（１）６の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。

なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去１０年間における同種業務の実績（企画提案書様式２）

前年度から過去１０年間における３に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力（企画提案書様式３）

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式４）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

（２）提出方法

様式第２号により、作成した企画提案書を１２の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により１部提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

ただし、提出する企画提案書は、１者につき１点に限る。

（３）提出期間

令和７年７月１日（火）から令和７年７月１４日（月）まで

休日等を除く毎日午前９時から午後５時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準

（１）応募資格の有無

（２）企画提案書の内容の適切性（別添「評価基準及び留意事項」参照）

ア 過去１０年間の同種業務の実績（同種業務とは、３に示す内容のものとする。）

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性（見積書による。）

9 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の特定に当たっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。
なお、審査は、非公開とする。
- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者に、令和7年7月22日（火）までに通知（様式第3号）する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に青森県上北農林水産事務所長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町10-21

青森県上北農林水産事務所

TEL 0176-23-5318

メールアドレス nobuyuki_takehana@pref.aomori.lg.jp

toma_kasai@pref.aomori.lg.jp

担当者 農道ほ場整備課 竹花、葛西

イ 受付時間

休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 青森県上北農林水産事務所長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、青森県上北農林水産事務所長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和7年7月10日（木）までに、書面（様式任意）により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、4,114 千円程度（消費税及び地方消費税を含む。）を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、青森県上北農林水産事務所長と企画提案書の見積額の金額で締結する。
ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町10-21

青森県上北農林水産事務所

TEL 0176-23-5318

メールアドレス nobuyuki_takehana@pref.aomori.lg.jp

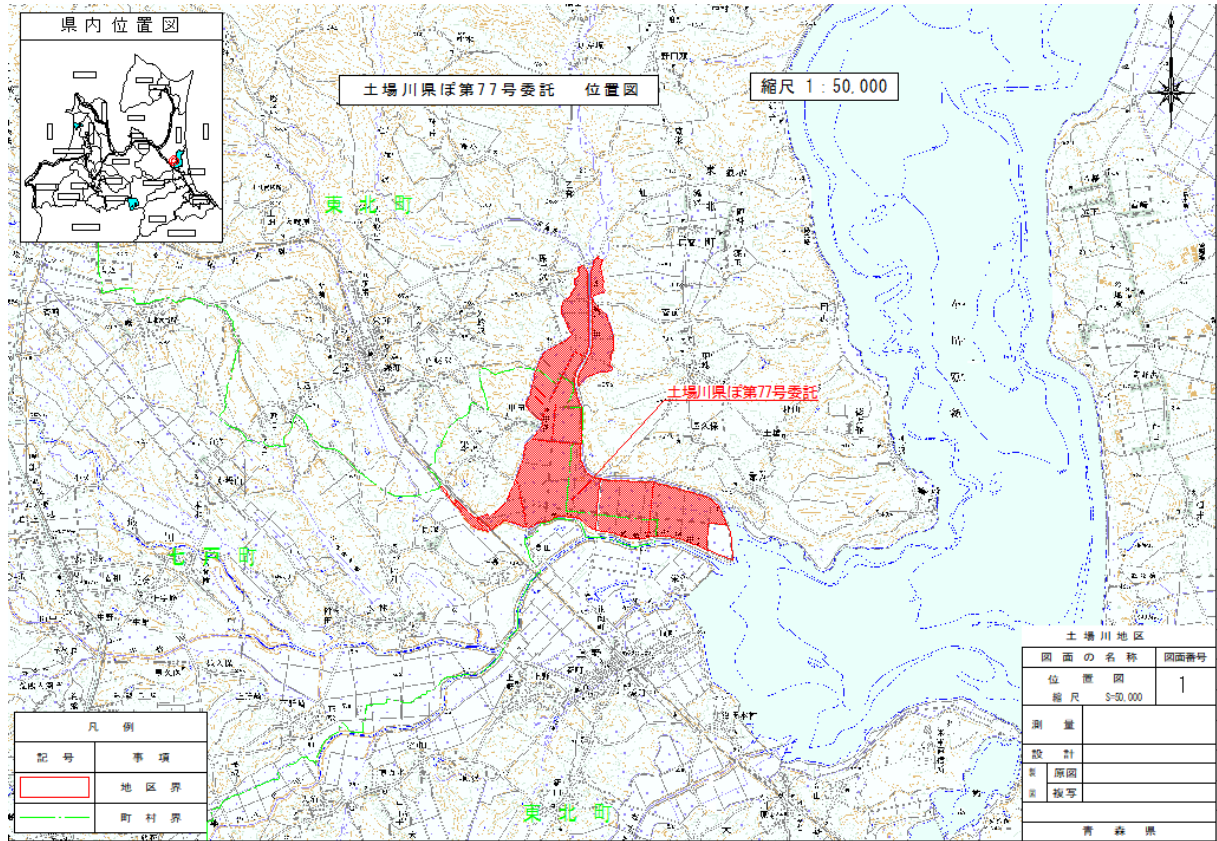
toma_kasai@pref.aomori.lg.jp

担当者 農道ほ場整備課 竹花、葛西

(別添資料)

本地区の概要等

1 本業務場所は次のとおりである。



この地図は、国土地理院発行の5万分の1の地形図を使用したものである。

2 本業務の特記仕様書は次のとおりである。

業務番号 上農水（整委）第19号
業務名 土場川県第77号委託
業務場所 上北郡東北町字間手場 地内外
履行期間 契約締結日の翌日 ～ 令和8年3月23日

現場技術業務特記仕様書

(適用範囲)

第1条 県営経営体育成基盤整備事業土場川地区の施行に当たっては、「現場技術業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

(管理技術者)

第2条 管理技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年(短大卒18年、高卒23年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。

(現場技術員)

第3条 現場技術員の職種区分及び資格は、次のいずれかの者とする。

職種区分	資格
現場技術員 (B)	① 2級土木施工管理技士の資格取得後4年以上の実務経験を有する者。 ② 大学卒業後5年、短大・高専卒業後8年、高校卒業後11年以上の実務経験を有する者。
現場技術員 (C)	① 2級土木施工管理技士の資格を有する者。 ② ①と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認められる者。 同等とは、大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。

(工事の概要)

第4条 本業務を行う工事等の概要は、次表のとおりである。

工事名等	工事場所	工期	工種等
土場川県ぽ第299号工事 ～土場川県ぽ第300号工事 2件	東北町	R7.5～R8.3	揚水機場工
土場川県ぽ第306号工事 1件	東北町	R7.7～ R7.12	区画整理工
土場川県ぽ第307号工事 ～土場川県ぽ第311号工事 5件	東北町・ 七戸町	R7.7～R8.3	管水路工
土場川県ぽ第312号工事 ～土場川県ぽ第317号工事 6件	東北町 ・七戸町	R7.9～R8.3	区画整理付帯工

(保険加入)

第5条 受注者は、共通仕様書第12条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(履行期間)

第6条 契約延月数は9ヶ月とし、業務期間は次のとおりとする。

履行期間：契約締結日の翌日 ～ 令和8年3月23日

業務期間：令和7年8月5日 ～ 令和8年3月23日（業務日数：68.0日）

（業務期間は、履行期間から準備期間を除いた期間）

なお、期間中の休日は、原則として土曜日、日曜日、祝祭日とするが、業務が集中する等によっては、振替により平日を休日とすることがある。

(業務内容及び人数)

第7条 業務内容及び人数については、次のとおりとする。

(1) 管理技術者の業務内容は、次のとおりとする。

① 契約書第10条2項に定める業務を行うものとし、調査職員と月1回の業務打合せを行う。

(2) 本業務に従事する現場技術員は、現場技術員(B)のべ10.0人、現場技術員(C)のべ28.0人とし、業務内容は次のとおりとする。

① 工事の契約書で実施方法、規格等の基準が定められている出来形・品質管理等高度な判断を要しない業務

② 調査職員と工事受注者及び地元関係者等との連絡業務

③ 工事検査に必要な所定の資料の作成等に関する業務

④ 経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務

⑤ 緊急を要する設計及び設計変更に関する調査及び資料等の作成

(就業場所)

第8条 現場技術員の就業場所は、青森県上北農林水産事務所内及び当該事業実施地域内とし、詳細については、調査職員が指示する。

(その他留意事項)

第9条 その他留意する事項は、次のとおりとする。

(1) 業務の履行における安全、その他の規律については、関係法令を厳守すること。

(2) 現場技術員の服装は作業にあった軽装な作業服とし、特に派手なものは避けること。

(3) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

3 評価基準等は次のとおりである。

(1) 応募資格の判定

応募資格	判定	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定技術者は、必要な資格を有していること		該当しない場合は失格
8 配置予定技術者は、応募する者と直接的な雇用関係にあること		該当しない場合は失格
判定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30 点)	企業評価〔10 点満点〕	
	(1) 同種業務の実績（国・県発注のもの）	
	①過去 10 年間で 5 件以上の実績あり	10 点
	②過去 10 年間で 1 件以上の実績あり	5 点
	③過去 10 年間で実績なし	0 点
	技術者評価〔20 点満点〕	
	(2) 配置予定管理技術者又は現場技術員の保有資格	
	①いずれも 1 級又は 2 級土木施工管理技士の資格あり	7 点
	②いずれかが 1 級又は 2 級土木施工管理技士の資格あり	4 点
	③上記以外	0 点
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験（国・県発注のもの）	
	①過去 5 年間で 3 件以上の経験あり	7 点
	②過去 5 年間で 1 件以上の経験あり	4 点
	③上記以外	0 点
	(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況	
	①各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	6 点
	②各団体の目標（推奨）単位数の半数以上を満たしている	3 点
	③上記以外	0 点
	30 点×技術力評価得点／技術力評価満点	点
2 価格評価 (70 点)	70 点×（1－見積価格／予定価格）	点
合 計 (100 点)		点

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

青森県上北農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「土場川県ほ第 77 号委託」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募資格に関する証明資料

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

青森県上北農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「土場川県ぽ第 77 号委託」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 1 部

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

あて

青森県上北農林水産事務所長

企画提案書の審査結果について（通知）

「土場川県ほ第 77 号委託」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことを通知します。

(担当者)

所属／部署

氏名

電話

E-mail

(企画提案書様式2)

過 去 10 年 間 の 同 種 業 務 の 実 績

業務名： 土場川県ぽ第77号委託

会社名：

事業名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて
同種業務とは、「現場技術業務」とし、それ以外の業務は「実績無し」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名： 土場川県ぽ第77号委託

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏 名	役 職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏 名	所属・役職	業 務 名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏 名	団 体 名	目標(推奨)単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術者資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(企画提案書様式4)

見積書（積算内訳）

業務名： 土場川県ぽ第77号委託

会社名：

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

<参考例>

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員（人）							備 考
	技師長	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員		

(別紙 1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連 合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット／年 60 ユニット／2 年 90 ユニット／3 年 120 ユニット／4 年 150 ユニット／5 年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発シ ステム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5 年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3 年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年